

運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のための
ガイドライン（試行版）

令和8年1月

スポーツ庁 運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会

もくじ

はじめに

ガイドライン（試行版）の対象

運動・スポーツ中の事故等の発生状況

運動・スポーツを実施する皆さまへ

- 1 外傷・障害を防ぐための日常的な体づくり
- 2 運動・スポーツ開始前の準備運動と体調調整
- 3 運動・スポーツ実施中の外傷・障害を防ぐための対策
- 4 自然環境要因の事故を防ぐための対策
- 5 事故が発生した場合の対応
- 6 暴力・ハラスメント行為への対応

運動・スポーツの指導者の皆さまへ

- 1 指導者に必要なスポーツ安全に関する正しい知識
- 2 指導において必要な事項
- 3 用具・環境の適切な管理
- 4 事故が発生した場合の対応
- 5 暴力・ハラスメント行為の防止

スポーツに関する大会・イベント等の主催者の皆さまへ

- 1 大会・イベント等における安全管理体制・緊急連絡体制の整備
- 2 大会・イベント等における安全確保対策
- 3 大会・イベント等における熱中症防止
- 4 屋外の大会・イベント等における他の自然環境要因による事故防止
- 5 事故が発生した場合の対応

運動・スポーツ活動の運営者の皆さまへ

- 1 運営における安全管理体制・緊急連絡体制の整備
- 2 運動・スポーツ活動の運営者による安全対策
- 3 運動・スポーツ活動における熱中症防止
- 4 屋外の運動・スポーツ活動における他の自然環境要因による事故防止
- 5 事故が発生した場合の対応
- 6 暴力・ハラスメント行為の防止

運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者の皆さまへ

- 1 安全管理体制・緊急連絡体制の整備
- 2 事故防止のための適切な施設・設備・用具の管理
- 3 安全な利用のための現場管理
- 4 運動・スポーツのみを目的としない施設に関する留意事項
- 5 事故が発生した場合の対応

はじめに

国民生活において、運動・スポーツは、子どもの成長・心身の健康維持・QOLの確保などの観点から、非常に重要な要素であり、運動・スポーツを実施することは、全ての人にとって意義があるものです。

運動・スポーツは、完全にリスクをなくすことは難しく、100%安全ということはありませんが、運動・スポーツが持つ多様な価値を全ての実施者が享受するためにも、運動・スポーツにおいてけが等を負うことや、暴力・ハラスメント被害に遭うようなことは防ぐべきであり、運動・スポーツに関わる者には、その重要性を認識し、安全を確保する対策を講じることが求められています。

運動・スポーツに関わる施設や組織、個人等は多様であり、それぞれの分野において安全対策の仕組みが作られ、取組が進められていますが、これまで事故がなかったから安全ということではなく、運動・スポーツにおける安全対策が、科学的知見に基づいた効果的なものになるよう、改善・充実を図りながら、関係者が相互に連携を図りながら協働するよう取り組むことが重要です。

スポーツ基本法においては、スポーツ事故等の軽減に資するため「スポーツの実施のための環境の整備」が位置付けられました（令和7年6月改正、9月施行）。こうした改正や、運動・スポーツを通じたウェルビーイングの実現を目指す国際的な動向を踏まえ、運動・スポーツに関わる者が、常に必要な知見を更新して、自身の取組を評価し改善を図つていけるよう、必要な支援を充実させていくことが求められています。

このため、運動・スポーツに関わる組織や個人が、科学的知見に基づき、常に必要な知見を更新して、自身が行なっている安全対策の評価・改善を図っていくことを支援するため、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」をとりまとめました。

運動・スポーツを実施する者、運動・スポーツの指導者、運動・スポーツ大会やイベント等の主催者、運動・スポーツ活動の運営者、運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者は、本ガイドライン（試行版）を参考にして、自らの安全対策を評価し、改善に生かしていくことが期待されます。

ガイドライン（試行版）の対象

ガイドライン（試行版）は、すべてのスポーツ関係者や施設における安全対策の評価・改善に活用できるよう、①個人としての対応（運動・スポーツの実施において必要となる対策）、②指導側の対応（指導者による対策）、③組織的対応（大会・イベント等の主催者による対策、運動・スポーツ活動の運営主体による対策）、④ハード対策（運動・スポーツ関連施設の設置・運営者による対策）に類型化してとりまとめました。

ガイドライン（試行版）は対象を特定の属性等に限定せず、以下のとおり運動・スポーツ全般を広く対象として想定していますが、それぞれの活動レベル、専門性、組織規模や体制などは様々です。そのため、必ずしもガイドライン（試行版）に記載されている全ての対策の実施を求める趣旨ではなく、自らの状況等を踏まえながら、実施可能な範囲で取組を進めていただくことを推奨するものです。

また、ガイドライン（試行版）は、記載されている事項が実施されていないことをもって関係者の責任を問うことを目的とするものではありません。安全水準を向上させるための参考資料としてご活用いただきたいと思います。

【実施者の属性】

- ・年齢・性別・国籍・障害の有無、レベルを問わない

【運動・スポーツの種類】

- ・特定の運動・スポーツに限定しない

【運動・スポーツ活動の類型】

- ・大会・イベント等について、国際競技大会、トップリーグの試合、学生や社会人の競技大会、一般市民が参加するイベント、学校の体育祭・運動会など開催のレベル・規模・種類を問わない
- ・運動・スポーツ活動の種類は個人・集団を問わない
- ・集団による運動・スポーツ活動について、ナショナルチーム、プロリーグのチーム、実業団、学校の運動部・サークル活動、スポーツ少年団、地域クラブ活動、民間スポーツジム・クラブ、総合型地域スポーツクラブ、一般市民向けの健康教室など活動のレベル・規模・種類・形態を問わない

【施設の種類】

- ・スタジアム・アリーナ等、民間運動・スポーツ施設（各種民間競技場、商業運動・スポーツ施設、スポーツクラブ・ジム・スタジオ等を含む）、公共運動・スポーツ施設（公共施設の一部に設けられた運動・スポーツ設備を含む）、大学等が設置する運動・スポーツ施設、学校体育施設（学校の一部に設けられた運動・スポーツ設備を含む）、各種公園及び公園の一部に設けられた運動・スポーツ設備、商業施設の一部に設けられた運動・スポーツ施設など施設の規模・種類・形態を問わない

運動・スポーツ中の事故等の発生状況

1 運動・スポーツ中の事故の発生状況と傾向

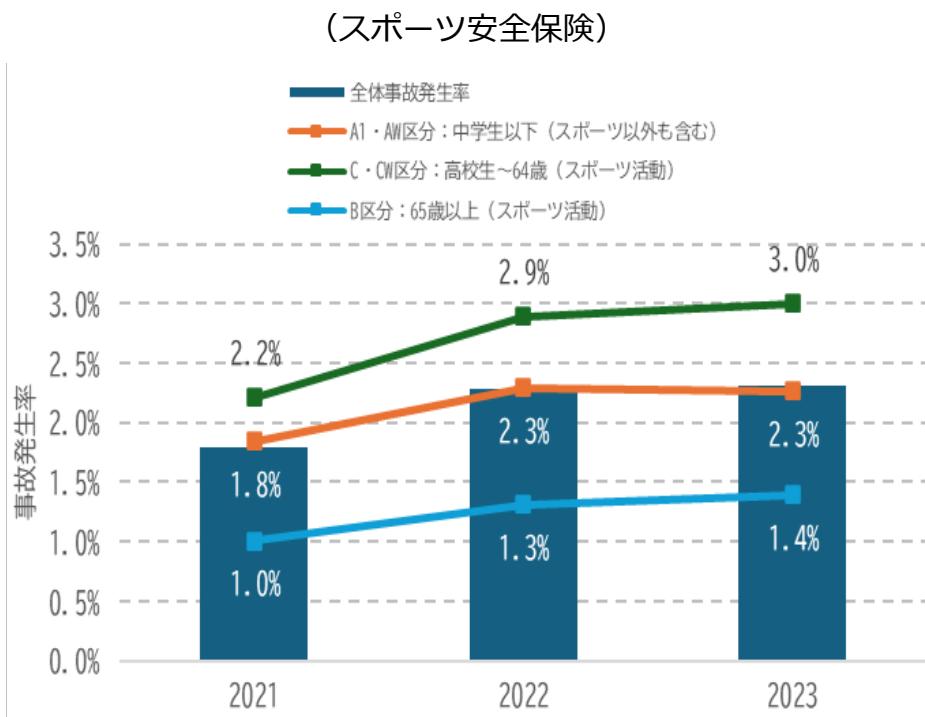
運動・スポーツ中の事故について、様々な活動が行われている中で、全てを網羅した統計はありませんが、最も代表的なものとして、学校等の児童・生徒等を対象とする災害共済給付及び団体による運動・スポーツ活動を対象とするスポーツ安全保険の給付データによれば、令和5年度の給付件数は以下のとおりとなっており、依然として多数の事故が発生しています。

<令和5年度におけるスポーツ中の事故の発生件数>

	負傷件数	後遺障害件数	死亡件数
災害共済給付	447,936 件	184 件	6 件
スポーツ安全保険	174,905 件	390 件	17 件

また、スポーツ安全保険の加入者における事故の発生率（加入者数に対する給付件数の割合）は、以下のとおりであり、過去3年間でみると、発生率は年々上昇する傾向がみられています。

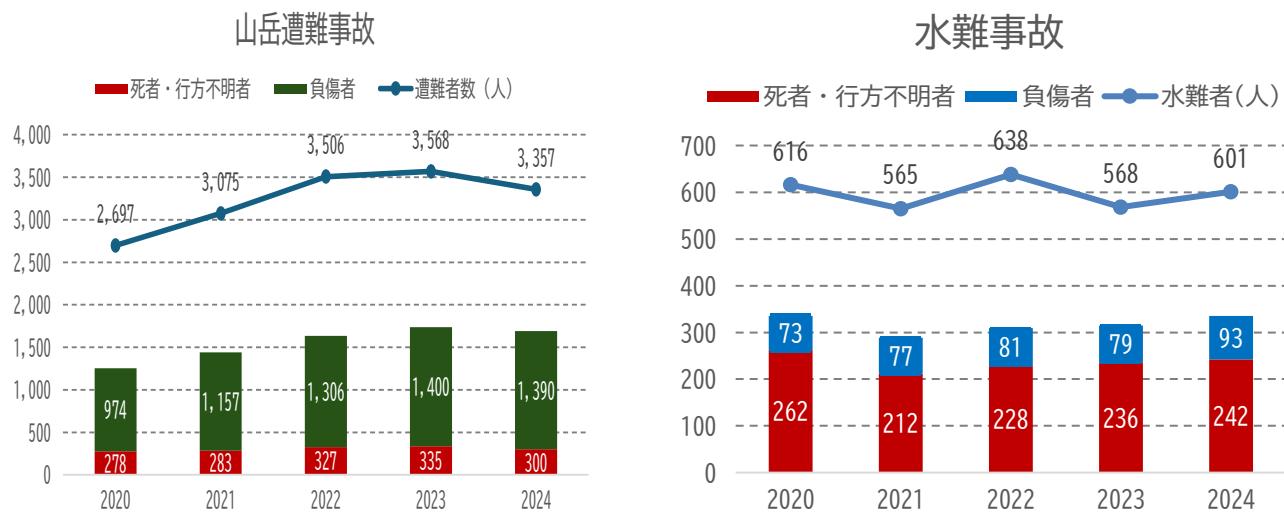
<過去3年間におけるスポーツ中の事故発生率推移>



このほか、これらの統計では十分にカバーされていない運動・スポーツ中の事故で多く発生しているものとして、山岳遭難事故及び水難事故が挙げられます。

これらの事故の発生状況は、警察庁の発表資料によれば以下のとおりとなっており、毎年多くの死者・行方不明者、負傷者が発生しています。

＜過去5年間における山岳遭難事故及び水難事故の発生状況＞



2 運動・スポーツに関する暴力・ハラスメントの発生状況

運動・スポーツ活動に関連して発生している暴力・ハラスメントについては、全体を調査した統計はありませんが、日本スポーツ協会（JSPO）の「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（相談窓口）に寄せられた相談件数は、年々増加する傾向にあります。

＜日本スポーツ協会（JSPO）の相談窓口に寄せられた相談件数の推移＞

